

千葉市公告第473号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年6月16日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約名

被害認定調査システム用タブレット端末等賃貸借契約（長期継続契約）

(2) 業務概要

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書」という。）のとおりに

(3) 賃貸借期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

(4) 履行場所

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格者名簿の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(3) 令和2年度から令和6年度までに、本件と同種・同規模以上の履行実績を有している者

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市総合政策局危機管理部防災対策課

電話 043-245-5113

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

(1) 配布方法 電子メールにて配付する。希望者は、第5項のとおりに入札説明書と合わせて申請すること。

(2) 提出場所等 公告の日から令和7年6月23日（月）までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送（必着）により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までと

し、郵送による場合は、期日までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書の配付

入札説明書は、電子メールにて配付する。希望者は、公告の日から令和7年6月23日（月）までに、下記のとおり電子メールで申請すること。

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

- ・宛先メールアドレス：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp
- ・件名：【入札説明書配付希望】被害認定調査システム用タブレット端末等賃貸借
- ・内容：会社名、会社住所、氏名、電話番号

6 入札手続等

（1）入札及び開札の日時 令和7年7月2日（水）午後4時00分

※入札及び開札は、入札書の事前提出による非参集型で実施する。入札書を郵送により提出する場合は、前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着で郵送すること。

入札書の提出期限は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日当日の午後3時00分まで必着とする。

＜留意事項＞

- ・期限までに提出先に到着しない場合は失格とする。
- ・郵便入札に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。
- ・入札書等は、二重封筒（内封筒及び外封筒）により送付すること。
- ・内封筒には必ず、発注案件名、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、入札参加資格申請時に登録した使用印鑑で封緘（糊付け、封印）すること。
- ・入札書等の入った外封筒の表には、朱書きで「入札書在中」と記載すること。

（2）入札及び開札の場所 総合政策局危機管理部防災対策課

（3）入札金額 入札金額は契約初年度に要する金額の税抜額を記載すること（契約期間全体の総額でないことに注意すること）。また、次年度以降の1月当たりの支払額に変更がないようにすること。

（参考）入札金額＝月額×契約初年度に要する月数（6か月）

月額＝賃貸借総額（税抜）／60か月

（4）入札保証金 要（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条各号のいずれかに該当する場合は免除。）

（5）最低制限価格 無

（6）落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、再度入札を行う。

（7）無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

（1）契約保証金 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

（2）契約書作成の要否 要

（3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（4）契約条項等については、契約事務担当課及び千葉市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。（http://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG00000202.html）

（5）詳細は、入札説明書による。